

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 6 年 12 月 定 例 会

令和 6 年12月 岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
110	工事請負の契約について（岡崎市シビックセンター改修工事（週休 2 日））	5
111	岡崎市額田郡模範造林組合の解散に関する協議について	7
112	岡崎市額田郡模範造林組合規約の一部変更に関する協議について	9
113	岡崎市額田郡模範造林組合の財産処分に関する協議について	11
114	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎中央総合公園）	13
115	工事請負の契約について（岡崎中央総合公園野球場受変電設備改修工事）	15
116	特定事業の契約の変更について（南公園整備事業）	17
117	和解及び損害賠償の額を定めることについて	19
118	物品の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）	21
119	岡崎市手数料条例の一部改正について	23
120	岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	79
121	岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	95
122	岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	97
123	岡崎市市産材調達管理基金条例の一部改正について	99
124	岡崎市駐車施設条例の一部改正について	101
125	岡崎市消防団条例の一部改正について	105
126	岡崎市水道事業給水条例の一部改正について	107
127	岡崎市学校給食センター条例の一部改正について	111
128	岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について	113

129	令和 6 年度岡崎市一般会計補正予算（第 5 号）	119
130	令和 6 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）	133
131	令和 6 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	137
132	令和 6 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	143
133	令和 6 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	147
134	令和 6 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）	151
135	令和 6 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）	155
136	令和 6 年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）	159
137	令和 6 年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）	163
138	令和 6 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 2 号）	167
139	令和 6 年度岡崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）	169
140	令和 6 年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	171

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎市シビックセンター改修工事（週休 2 日）
- 2 工事概要
鉄骨鉄筋コンクリート造地上 5 階地下 1 階建て 延べ7,891.84平方メートル
内部改修工事一式
電気設備改修工事一式
給排水衛生設備改修工事一式
空調設備改修工事一式
昇降機設備改修工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
2,200,000,000円
- 5 完成期限
令和 8 年 6 月 26 日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区錦二丁目19番 1 号
鴻池・小原特定建設工事共同企業体

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 2 条の規定により必要があるによる。

令和 6 年第111号議案

岡崎市額田郡模範造林組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和 7 年 3 月 31 日をもって岡崎市額田郡模範造林組合を解散することについて、額田郡幸田町と別紙のとおり協議するものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法第290条の規定により必要があるによる。

別紙

岡崎市額田郡模範造林組合の解散に関する協議書（案）

岡崎市及び額田郡幸田町は、令和 7 年 3 月 31 日をもって岡崎市額田郡模範造林組合を解散する。

令和 年 月 日

岡崎市長 内 田 康 宏

幸田町長 成 瀬 敦

岡崎市額田郡模範造林組合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岡崎市額田郡模範造林組合規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、額田郡幸田町と協議するものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市額田郡模範造林組合規約の一部を変更する規約

岡崎市額田郡模範造林組合規約（大正12年 1 月30日地第332号許可）の一部を次のように変更する。

第12条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第5章 解散に伴う事務の承継

第13条 組合の解散に伴う事務の承継団体は、岡崎市とする。

2 前項の規定にかかわらず、決算は、両市町の長においてこれを両市町の監査委員の審査に付し、その意見を付けて両市町の議会の認定に付するものとする。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法第290条の規定により必要があるによる。

令和 6 年第113号議案

岡崎市額田郡模範造林組合の財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、岡崎市額田郡模範造林組合の財産処分について、額田郡幸田町と別紙のとおり協議するものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法第290条の規定により必要があるによる。

岡崎市額田郡模範造林組合の財産処分に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、岡崎市及び額田郡幸田町は、岡崎市額田郡模範造林組合（以下「組合」という。）の解散に伴い、組合の財産を次のとおり処分するものとする。

- 1 解散時に組合が所有する財政安定化基金は、次の割合により、構成団体に配分する。配分した額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額とする。

構成団体	割合
岡崎市	10,000分の7,906
幸田町	10,000分の2,094

- 2 前項記載の金員を除くその余の財産は、全て岡崎市に帰属させる。

令和 年 月 日

岡崎市長 内 田 康 宏

幸田町長 成 瀬 敦

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎中央総合公園	岡崎市朝日町三丁目17番地	一般社団法人岡崎パブリックサービス	令和 7 年 4 月 1 日から令和10年3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎中央総合公園野球場受変電設備改修工事
- 2 工事概要
受変電設備改修工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
149,600,000円
- 5 完成期限
令和 8 年 2 月 27 日
- 6 契約の相手方
岡崎市青木町 9 番地 6
株式会社イクス

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 2 条の規定により必要があるによる。

特定事業の契約の変更について

令和 6 年 3 月 21 日議決「特定事業の契約について（南公園整備事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「7,375,019,991円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）」を「7,557,023,383円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

患者は平成26年に他院で左大腿骨遠位部肉腫に関する手術を受けた後、平成31年 4 月以降は定期的に岡崎市民病院（以下「市民病院」という。）を受診していた。令和 4 年 5 月17日に市民病院を受診した際、右下葉無気肺が認められたが主治医はこれを異常所見と捉えなかった。患者は同年 6 月27日に他院に入院して呼吸不全と診断され、同年 7 月 7 日に市民病院に転院し、同月10日に退院した。その際、主治医から生命予後が厳しいこと、今後の治療方針、在宅酸素療法等について十分な説明がなされなかった。患者は同月12日に呼吸状態の悪化から市民病院に相談を求めたが適切な対応が行われず、同月13日午前 3 時頃、自宅において死亡した。

2 損害賠償額

3,500,000円

3 和解条項

- (1) 岡崎市は患者の相続人である相手方に対して、本件医療事故の和解金として金3,500,000円の支払義務があることを認め、同金員を本件和解契約成立後30日以内に、相手方の銀行口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は岡崎市の負担とする。
- (2) 相手方と岡崎市は、(1)の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と岡崎市、相手方と岡崎市の被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
消防業務の用に供するため
- 2 買入物品
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1 両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
74,257,480円
- 5 納品期限
令和 8 年 3 月 31 日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区栄一丁目16番 6 号 名古屋三蔵ビル 4 階
日本ドライケミカル株式会社 名古屋支店

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 3 条の規定により必要があるによる。

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 (30)項から(32)項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表(33)項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表(34)項中「第18条第24項第 1 号」を「第18条第38項第 1 号」に改め、同表(75)項中「限る。以下この項」を「限る。以下この表」に、「いう。以下この項」を「いう。以下この表」に改め、同表(75)の 2 項中「場合（以下この項」を「場合（以下この表」に改め、「(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。)」及び「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)」を削り、

「			その他 の場合	一戸建 ての住 宅	建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令（平成28年 経済産業省令・国土交通省令 第 1 号。以下この表において 「省令」という。）第10条第 2号イ(2)及びロ(2)に定める基 準に係るものであるもの	1 件 に つ き 19,100円
					その他のもの	1 件 に つ き 37,100円
			共同住 宅等	住戸の 部 分	1 棟の戸数が 1 の もの	1 部分につき 19,100円

					(全住戸が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの)	1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 部分につき 35,900円	を
						1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 部分につき 51,900円	
						1 棟の総戸数が 11 以上 25 以下のもの	1 部分につき 74,600円	
						1 棟の総戸数が 26 以上 50 以下のもの	1 部分につき 112,600円	
						1 棟の総戸数が 51 以上 100 以下のもの	1 部分につき 170,300円	
						1 棟の総戸数が 101 以上 200 以下のもの	1 部分につき 242,600円	
						1 棟の総戸数が 201 以上 300 以下のもの	1 部分につき 313,400円	
						1 棟の総戸数が 301 以上のもの	1 部分につき 356,500円	

「				その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1 件 につき 27,000円
						省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1 件 につき 19,100円
						その他のもの	1 件 につき 37,100円
				共同住宅等	住戸の部分	1 棟の戸数が 1 のもの	1 部分につき 27,000円

					(全住戸が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの)	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき53,900円
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき75,800円
						1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき108,300円
						1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき157,900円
						1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき230,700円
						1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき318,500円
						1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき415,400円
						1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき481,900円
					住戸の部分(全住戸が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき19,100円
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき35,900円
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき51,900円
						1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき74,600円
						1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき112,600円
						1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき170,300円
						1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき242,600円
						1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき313,400円

に、

					1 棟の総戸数が 301以上のもの	1 部分につき 356,500円
--	--	--	--	--	----------------------	---------------------

その他 の場合	一戸建 ての住 宅	省令第10条第2号イ(2)及びロ (2)に定める基準に係るもので あるもの			1 件 に つ き 10,100円
		その他のもの			1 件 に つ き 19,200円
	共同住 宅等	住戸の みの申 請の場 合	申請に係る戸数が 1 のもの		1 件 に つ き 19,200円
			申請に係る戸数が 2 以上 5 以下のも の		1 件 に つ き 38,500円
			申請に係る戸数が 6 以上10以下のも の		1 件 に つ き 54,500円
			申請に係る戸数が 11以上25以下のも の		1 件 に つ き 77,100円
			申請に係る戸数が 26以上50以下のも の		1 件 に つ き 111,400円
			申請に係る戸数が 51 以上 100 以下の もの		1 件 に つ き 161,300円
			申請に係る戸数が 101以上200以下の もの		1 件 に つ き 220,600円
			申請に係る戸数が 201以上300以下の もの		1 件 に つ き 288,500円
			申請に係る戸数が 301以上のもの		1 件 に つ き 336,900円
	その他 の申請	住 戸 の 部	1 棟の戸数 が 1 のもの		1 部分につき 10,100円

を

					の場合	分	1棟の総戸 数が2以上 5以下のも の	1部分につき 19,000円
						(全 住戸 が省 令第 10条 第2 号イ の)	1棟の総戸 数が6以上 10以下のも の	1部分につき 27,700円
						(2)及び ロ(2)に 定める 基準に 係るも の)	1棟の総戸 数が11以上 25以下のも の	1部分につき 40,200円
							1棟の総戸 数が26以上 50以下のも の	1部分につき 61,300円
							1棟の総戸 数が51以上 100以下の もの	1部分につき 93,900円
							1棟の総戸 数が101以 上200以下 のもの	1部分につき 135,200円
							1棟の総戸 数が201以 上300以下 のもの	1部分につき 174,200円
							1棟の総戸 数が301以 上のもの	1部分につき 197,000円

「			その他 の場合	一戸建 ての住 宅	省令第10条第2号イ(1)及びロ (2)又はイ(2)及びロ(1)に定める 基準に係るものであるもの	1 件 に つ き 14,100円
---	--	--	------------	-----------------	---	----------------------

					省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1 件 に つ き 10,100円
					その他のもの	1 件 に つ き 19,200円
			共同住宅等	住戸のみの申請の場合	申請に係る戸数が1のもの	1 件 に つ き 19,200円
					申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1 件 に つ き 38,500円
					申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1 件 に つ き 54,500円
					申請に係る戸数が11以上25以下のもの	1 件 に つ き 77,100円
					申請に係る戸数が26以上50以下のもの	1 件 に つ き 111,400円
					申請に係る戸数が51以上100以下のもの	1 件 に つ き 161,300円
					申請に係る戸数が101以上200以下のもの	1 件 に つ き 220,600円
					申請に係る戸数が201以上300以下のもの	1 件 に つ き 288,500円
					申請に係る戸数が301以上のもの	1 件 に つ き 336,900円
				その他の申請の場合	住戸の部分 (全住戸)	1棟の戸数が1のもの
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの			1 部分につき 27,900円

						が省	の	
						令第	1棟の総戸	1部分につき
						10条	数が6以上	39,600円
						第2	10以下のも	
						号イ	の	
						(1)及	1棟の総戸	1部分につき
						びロ	数が11以上	57,000円
						(2)又	25以下のも	
						はイ	の	
						(2)及	1棟の総戸	1部分につき
						びロ	数が26以上	83,800円
						(1)に	50以下のも	
						定め	の	
						る基	1棟の総戸	1部分につき
						準に	数が51以上	123,900円
						係る	100以下の	
						もの	もの	
						であ	1棟の総戸	1部分につき
						るも	数が101以	172,700円
						の)	上200以下	
							のもの	
							1棟の総戸	1部分につき
							数が201以	224,700円
							上300以下	
							のもの	
							1棟の総戸	1部分につき
							数が301以	259,100円
							上のもの	
						住戸	1棟の戸数	1部分につき
						の部分	が1のもの	10,100円
						(全	1棟の総戸	1部分につき
						住戸	数が2以上	19,000円
						が省	5以下のも	
						令第	の	
							1棟の総戸	1部分につき

に、

					10 条 第 2 号 イ	数が 6 以上 10 以下のも の	27,700円
					(2) 及 び ロ	1 棟の総戸 数が11以上	1 部分につき 40,200円
					(2) に 定め る 基 準 に 係 る も の であ る も の)	25 以下のも の	
						1 棟の総戸 数が26以上 50以下のも の	1 部分につき 61,300円
						1 棟の総戸 数が51以上 100 以下 の もの	1 部分につき 93,900円
						1 棟の総戸 数 が 101 以 上 200 以下 のもの	1 部分につき 135,200円
						1 棟の総戸 数 が 201 以 上 300 以下 のもの	1 部分につき 174,200円
						1 棟の総戸 数 が 301 以 上のもの	1 部分につき 197,000円

					建築物の延べ面積 が 25,000 平方メー トルを超えるもの	1 件 に つ き 498,200円	を
--	--	--	--	--	---------------------------------------	-----------------------	---

					建築物の延べ面積 が 25,000 平方メー トルを超えるもの	1 件 に つ き 498,200円
--	--	--	--	--	---------------------------------------	-----------------------

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	1件又は1部分につき、建築物の区分に応じ、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）
---	-------------------------------	--

に

改め、同表(75)の3項及び(75)の4項を次のように改める。

(75)の3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「法」という。）第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	一戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの		1件につき 27,000円
				省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1件につき 19,100円
				その他のもの		1件につき 37,100円
			共同住宅等	住戸の部分（全住戸が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの）	住戸の数（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下この項において同じ。）が1のもの	1部分につき 27,000円
					住戸の数が2以上5以下のもの	1部分につき 53,900円
					住戸の数が6以上10以下のもの	1部分につき 75,800円
					住戸の数が11以上25以下のもの	1部分につき 108,300円

				住戸の数が26以上 50以下のもの	1 部分につき 157,900円
				住戸の数が51以上 100以下のもの	1 部分につき 230,700円
				住戸の数が101以 上200以下のもの	1 部分につき 318,500円
				住戸の数が201以 上300以下のもの	1 部分につき 415,400円
				住戸の数が301以上 のもの	1 部分につき 481,900円
			住戸の部分（全 住戸が省令第1 条第1項第2号 イ(2)及びロ(2)に 定める基準に係 るものであるも の）	住戸の数が1のも の	1 部分につき 19,100円
				住戸の数が2以上 5以下のもの	1 部分につき 35,900円
				住戸の数が6以上 10以下のもの	1 部分につき 51,900円
				住戸の数が11以上 25以下のもの	1 部分につき 74,600円
				住戸の数が26以上 50以下のもの	1 部分につき 112,600円
				住戸の数が51以上 100以下のもの	1 部分につき 170,300円
				住戸の数が101以上 200以下のもの	1 部分につき 242,600円
				住戸の数が201以上 300以下のもの	1 部分につき 313,400円
				住戸の数が301以上 のもの	1 部分につき 356,500円
			住戸の部分（そ の他のもの）	住戸の数が1のも の	1 部分につき 37,100円
				住戸の数が2以上 5以下のもの	1 部分につき 74,900円
				住戸の数が6以上 10以下のもの	1 部分につき 105,400円
				住戸の数が11以上	1 部分につき

				25以下のもの	148,300円
				住戸の数が26以上 50以下のもの	1 部分につき 213,000円
				住戸の数が51以上 100以下のもの	1 部分につき 305,200円
				住戸の数が101以 上200以下のもの	1 部分につき 413,500円
				住戸の数が201以 上300以下のもの	1 部分につき 542,100円
				住戸の数が301以 上のもの	1 部分につき 636,500円
			共用部分	当該部分の床面積 (増築又は改築を する場合にあって は、当該増築又は 改築に係る部分の 床面積をいう。以 下この項において 同じ。)の合計が 300平方メートル 以内のもの	1 部分につき 118,500円
				当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 1,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 149,700円
				当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 195,500円
				当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートルを超え 5,000平方メート	1 部分につき 304,500円

					ル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 390,900円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 467,200円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 544,200円
				非住宅部分（非住宅部分の全部が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 95,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 121,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 159,300円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 257,900円
					当該部分の床面積	1部分につき

		の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 404,700円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 474,800円
	非住宅部分（その他のもの）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 248,400円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 311,200円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 401,800円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 573,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え	1部分につき 706,300円

		10,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 834,900円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1 部分につき 952,400円
その他の建築物	全部が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき 95,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 121,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 159,300円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 257,900円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 336,800円
		床面積の合計が	1 件につき

		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 474,800円
	その他のもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 248,400円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 311,200円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 401,800円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 573,400円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 706,300円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 834,900円

				床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 952,400円
法第11条第 2項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定に係る審 査	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 の 変 更 に 係 る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 手数料	一戸建 ての住 宅	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ (2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に 係るものであるもの		1 件につき 14,100円
			省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ (2)に定める基準に係るものであるもの		1 件につき 10,100円
			その他のもの		1 件につき 19,200円
		共同住 宅等	住戸の部分（全 住戸が省令第1 条第1項第2号 イ(1)及びロ(2)又 はイ(2)及びロ(1) に定める基準に 係るものであるも の）	住戸の数が1のも の	1 部分につき 14,100円
				住戸の数が2以上 5以下のもの	1 部分につき 27,900円
				住戸の数が6以上 10以下のもの	1 部分につき 39,600円
				住戸の数が11以上 25以下のもの	1 部分につき 57,000円
				住戸の数が26以上 50以下のもの	1 部分につき 83,800円
				住戸の数が51以上 100以下のもの	1 部分につき 123,900円
				住戸の数が101以 上200以下のもの	1 部分につき 172,700円
				住戸の数が201以 上300以下のもの	1 部分につき 224,700円
				住戸の数が301以 上のもの	1 部分につき 259,100円
			住戸の部分（全 住戸が省令第1 条第1項第2号 イ(2)及びロ(2)に 定める基準に係 るものであるも	住戸の数が1のも の	1 部分につき 10,100円
				住戸の数が2以上 5以下のもの	1 部分につき 19,000円
				住戸の数が6以上 10以下のもの	1 部分につき 27,700円

	の)	住戸の数が11以上 25以下のもの	1 部分につき 40, 200円
		住戸の数が26以上 50以下のもの	1 部分につき 61, 300円
		住戸の数が51以上 100以下のもの	1 部分につき 93, 900円
		住戸の数が101以 上200以下のもの	1 部分につき 135, 200円
		住戸の数が201以 上300以下のもの	1 部分につき 174, 200円
		住戸の数が301以 上のもの	1 部分につき 197, 000円
	住戸の部分（そ 他のもの）	住戸の数が1のも の	1 部分につき 19, 200円
		住戸の数が2以上 5以下のもの	1 部分につき 38, 500円
		住戸の数が6以上 10以下のもの	1 部分につき 54, 500円
		住戸の数が11以上 25以下のもの	1 部分につき 77, 100円
		住戸の数が26以上 50以下のもの	1 部分につき 111, 400円
		住戸の数が51以上 100以下のもの	1 部分につき 161, 300円
		住戸の数が101以 上200以下のもの	1 部分につき 220, 600円
		住戸の数が201以 上300以下のもの	1 部分につき 288, 500円
		住戸の数が301以 上のもの	1 部分につき 336, 900円
	共用部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	1 部分につき 60, 300円
		当該部分の床面積	1 部分につき

				の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	76,600円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき100,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき161,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき209,300円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき251,100円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき293,900円
			非住宅部分（非住宅部分の全部が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき48,600円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え	1部分につき62,300円

				1,000平方メートル以内のもの	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 82,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 137,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 182,300円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 219,900円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 259,300円
			非住宅部分（その他のもの）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 125,200円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 157,400円

		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 203,800円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 295,500円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 367,100円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 435,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 498,200円
その他の建築物	全部が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 48,600円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 62,300円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平	1件につき 82,600円

					方メートル以内のもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 137,700円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 182,300円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件につき 219,900円
					床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 259,300円
				その他のもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき 125,200円
					床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 157,400円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 203,800円
					床面積の合計が2,000平方メートル	1 件につき 295,500円

				ルを超え5,000平方メートル以内のもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 367,100円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件につき 435,000円
				床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 498,200円
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	1 件又は1 部分につき、建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）		
(75) の	法第29条第1項の規定	建築物エネルギー	法第30条第1	一戸建ての住宅	1 件につき 5,200円

4	に基づく認定の申請に対する審査	ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 認 定 申 請 手 数 料	項各号 に掲げ る基準 に適合 すると 市長が 定める 機関が 認めた 場合又 は当該 基準に 適合す ること を証す る書類 として 市長が 定める ものが 添付さ れてい る場合 (以下 この表 におい て「計 画適合 性確認 機関が 認めた 場 合 等」と いう。)	共同住 宅等	住戸の 部分	1 棟の戸数が 1 の もの	1 部分につき 5,200円
						1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 部分につき 10,300円
						1 棟の総戸数が 6 以上10以下のもの	1 部分につき 17,500円
						1 棟の総戸数が 11 以上25以下のもの	1 部分につき 29,100円
						1 棟の総戸数が 26 以上50以下のもの	1 部分につき 48,800円
						1 棟の総戸数が 51 以上100以下のもの	1 部分につき 87,300円
						1 棟の総戸数が 101以上200以下の もの	1 部分につき 138,100円
						1 棟の総戸数が 201以上300以下の もの	1 部分につき 174,400円
						1 棟の総戸数が 301以上のもの	1 部分につき 186,100円
					共用部 分	当該部分の床面積 の合計が 300 平方 メートル以内のもの	1 部分につき 10,300円
						当該部分の床面積 の合計が 300 平方 メートルを超え 1,000 平方メート ル以内のもの	1 部分につき 17,900円
						当該部分の床面積 の合計が 1,000 平 方メートルを超え 2,000 平方メート ル以内のもの	1 部分につき 29,100円

					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 87,300円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 138,100円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 174,400円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 218,000円
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 10,300円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 17,900円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 29,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 87,300円

		方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 138,100円
		当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 174,400円
		当該部分の床面積 の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 218,000円
その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき 10,300円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 17,900円	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 29,100円	
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 87,300円	
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 138,100円	
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 174,400円	
	建築物の延べ面積が25,000	1件につき	

		平方メートルを超えるもの	218,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1件につき 27,000円
		省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1件につき 19,100円
		その他のもの	1件につき 37,100円
	共同住宅等	住戸の部分 (全住戸が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの)	1棟の戸数が1のもの 1部分につき 27,000円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 53,900円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 75,800円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 108,300円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 157,900円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 230,700円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 318,500円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 415,400円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 481,900円
	住戸の部分 (全住戸が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 19,100円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 35,900円

					令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの)	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 51,900円
						1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 74,600円
						1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 112,600円
						1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 170,300円
						1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 242,600円
						1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 313,400円
						1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 356,500円
					住戸の部分 (その他のもの)	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 37,100円
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 74,900円
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 105,400円
						1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 148,300円
						1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 213,000円
						1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 305,200円
						1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 413,500円
						1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 542,100円

		もの	
		1 棟 の 総 戸 数 が 301以上のもの	1 部分につき 636,500円
	共用部 分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	1 部分につき 118,500円
		当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 1,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 149,700円
		当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 195,500円
		当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートルを超え 5,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 304,500円
		当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートルを超え 10,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 390,900円
		当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルを超え 25,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 467,200円
		当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートルを超え	1 部分につき 544,200円

					るもの	
				非住宅 部 分 (非住 宅部分 の全部 が省令 第10条 第1号 イ(2)及 びロ(2) に定め る基準 に係る もので あるも の)	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	1 部分につき 95,000円
					当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 1,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 121,000円
					当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 159,300円
					当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートルを超え 5,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 257,900円
					当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートルを超え 10,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 336,800円
					当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルを超え 25,000平方メート ル以内のもの	1 部分につき 404,700円
					当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートルを超え るもの	1 部分につき 474,800円
				非住宅	当該部分の床面積	1 部分につき

					部 分 (その 他のもの)	の合計が300平方メートル以内のもの	248,400円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 311,200円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 401,800円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 573,400円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 706,300円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 834,900円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1 部分につき 952,400円
	その他の建築物	建築物全体が省令第	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1 件 に つ き	95,000円		

				10条第 1号イ (2)及び ロ(2)に 定める 基準に 係るも のであ るもの	建築物の延べ面積 が300平方メー トルを超え1,000平 方メートル以内の もの	1 件 に つ き 121,000円
					建築物の延べ面積 が1,000平方メー トルを超え2,000 平方メートル以内 のもの	1 件 に つ き 159,300円
					建築物の延べ面積 が2,000平方メー トルを超え5,000 平方メートル以内 のもの	1 件 に つ き 257,900円
					建築物の延べ面積 が5,000平方メー トルを超え10,000 平方メートル以内 のもの	1 件 に つ き 336,800円
					建築物の延べ面積 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内 のもの	1 件 に つ き 404,700円
					建築物の延べ面積 が25,000平方メー トルを超えるもの	1 件 に つ き 474,800円
				その他 のもの	建築物の延べ面積 が300平方メー トル以内のもの	1 件 に つ き 248,400円
					建築物の延べ面積 が300平方メー トルを超え1,000平 方メートル以内の	1 件 に つ き 311,200円

						もの	
						建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 401,800円
						建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 573,400円
						建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 706,300円
						建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 834,900円
						建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 952,400円
法第31条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	計画適合性確認機関が認めた場合等	一戸建ての住宅				1 件 に つ き 3,200円
			共同住宅等	住戸のみの申請の場合	申請に係る戸数が1のもの	1 件 に つ き 3,200円	
					申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1 件 に つ き 6,200円	
					申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1 件 に つ き 10,500円	
					申請に係る戸数が	1 件 に つ き	

						11以上25以下のもの	17,500円
						申請に係る戸数が26以上50以下のもの	1件につき 29,300円
						申請に係る戸数が51以上100以下のもの	1件につき 52,400円
						申請に係る戸数が101以上200以下のもの	1件につき 82,900円
						申請に係る戸数が201以上300以下のもの	1件につき 104,700円
						申請に係る戸数が301以上のもの	1件につき 111,700円
				その他の申請の場合	住戸の部分	1棟の戸数が1のもの	1部分につき 3,200円
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 6,200円
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 10,500円
						1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 17,500円
						1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 29,300円
						1棟の総戸	1部分につき

						数が51以上 100以下の もの	52,400円
						1棟の総戸 数が101以 上200以下 のもの	1部分につき 82,900円
						1棟の総戸 数が201以 上300以下 のもの	1部分につき 104,700円
						1棟の総戸 数が301以 上のもの	1部分につき 111,700円
					共用 部分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの	1部分につき 6,200円
						当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき 10,700円
						当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ルを 超 え 2,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき 17,500円

						当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トルを超え 5,000平方 メートル以 内のもの	1部分につき 52,400円
						当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トルを超え 10,000平方 メートル以 内のもの	1部分につき 82,900円
						当該部分の 床面積の合 計が10,000 平方メー トルを超え 25,000平方 メートル以 内のもの	1部分につき 104,700円
						当該部分の 床面積の合 計が25,000 平方メー トルを超える もの	1部分につき 130,800円
					非住 宅部 分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの	1部分につき 6,200円

						当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平 方 メートル以 内のもの	1 部分につき 10,700円
						当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ル を 超 え 2,000 平 方 メートル以 内のもの	1 部分につき 17,500円
						当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メート ル を 超 え 5,000 平 方 メートル以 内のもの	1 部分につき 52,400円
						当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メート ル を 超 え 10,000平方 メートル以 内のもの	1 部分につき 82,900円
						当該部分の 床面積の合 計が10,000	1 部分につき 104,700円

				平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 130,800円
	その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			1件につき 6,200円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			1件につき 10,700円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			1件につき 17,500円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			1件につき 52,400円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの			1件につき 82,900円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの			1件につき 104,700円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの			1件につき 130,800円
	その他の場合	一戸建ての住宅	省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの		1件につき 14,100円
			省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもので		1件につき 10,100円

	あるもの			
	その他のもの		1 件 に つ き 19,200円	
共同住 宅等	住戸の みの申 請の場 合	申請に係る戸数が 1 のもの	1 件 に つ き 19,200円	
		申請に係る戸数が 2 以上 5 以下のも の	1 件 に つ き 38,500円	
		申請に係る戸数が 6 以上10以下のも の	1 件 に つ き 54,500円	
		申請に係る戸数が 11以上25以下のも の	1 件 に つ き 77,100円	
		申請に係る戸数が 26以上50以下のも の	1 件 に つ き 111,400円	
		申請に係る戸数が 51 以上 100 以下の もの	1 件 に つ き 161,300円	
		申請に係る戸数が 101以上200以下の もの	1 件 に つ き 220,600円	
		申請に係る戸数が 201以上300以下の もの	1 件 に つ き 288,500円	
		申請に係る戸数が 301以上のもの	1 件 に つ き 336,900円	
		その他 の申請 の場合	住 戸 の 部 分 (全 住 戸 が 省 令 第	1 棟の戸数 が 1 のもの
	1 棟の総戸 数が 2 以上 5 以下のも の			1 部分につき 27,900円
	1 棟の総戸			1 部分につき

						10 条 第 2 号イ	数が 6 以上 10以下のもの	39,600円
						(1) 及びロ	1 棟の総戸 数が11以上	1 部分につき 57,000円
						(2) 又はイ	25以下のもの	
						(2) 及びロ	1 棟の総戸 数が26以上	1 部分につき 83,800円
						(1) に定め る基準に係る ものであるもの)	50以下のもの	
							1 棟の総戸 数が51以上 100以下のもの	1 部分につき 123,900円
							1 棟の総戸 数が 101 以上 200 以下のもの	1 部分につき 172,700円
							1 棟の総戸 数が 201 以上 300 以下のもの	1 部分につき 224,700円
							1 棟の総戸 数が 301 以上 のもの	1 部分につき 259,100円
						住戸の部分 (全住戸が省 令第10条 第2	1 棟の戸数 が 1 のもの	1 部分につき 10,100円
							1 棟の総戸 数が 2 以上 5 以下のもの	1 部分につき 19,000円
							1 棟の総戸 数が 6 以上 10以下のもの	1 部分につき 27,700円

						号イ	の	
						(2) 及び	1 棟の総戸数が11以上	1 部分につき 40,200円
						(2) に	25以下のもの	
						定め	の	
						る基	1 棟の総戸数が26以上	1 部分につき 61,300円
						準に	50以下のもの	
						係る	の	
						もので	1 棟の総戸数が51以上	1 部分につき 93,900円
						あるもの)	100以下のもの	
							1 棟の総戸数が101以上 200以下のもの	1 部分につき 135,200円
							1 棟の総戸数が201以上 300以下のもの	1 部分につき 174,200円
							1 棟の総戸数が301以上 のもの	1 部分につき 197,000円
						住戸	1 棟の戸数が1のもの	1 部分につき 19,200円
						の部分	1 棟の総戸数が2以上 5以下のもの	1 部分につき 38,500円
						(その他のもの)	1 棟の総戸数が6以上 10以下のもの	1 部分につき 54,500円
							1 棟の総戸	1 部分につき

						数が11以上 25以下のもの	77,100円
						1棟の総戸 数が26以上 50以下のもの	1部分につき 111,400円
						1棟の総戸 数が51以上 100以下のもの	1部分につき 161,300円
						1棟の総戸 数が101以上 200以下のもの	1部分につき 220,600円
						1棟の総戸 数が201以上 300以下のもの	1部分につき 288,500円
						1棟の総戸 数が301以上 のもの	1部分につき 336,900円
					共用 部分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの	1部分につき 60,300円
						当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平 方 メートル以 内のもの	1部分につき 76,600円

						当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方 メートル以 内のもの	1部分につき 100,700円
						当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トルを超え 5,000平方 メートル以 内のもの	1部分につき 161,000円
						当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トルを超え 10,000平方 メートル以 内のもの	1部分につき 209,300円
						当該部分の 床面積の合 計が10,000 平方メー トルを超え 25,000平方 メートル以 内のもの	1部分につき 251,100円
						当該部分の 床面積の合 計が25,000	1部分につき 293,900円

						平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 219,900円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 259,300円
					非住宅部分 (その他のもの)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 125,200円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 157,400円
						当該部分の床面積の合計が1,000	1部分につき 203,800円

							平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 295,500円
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 367,100円
							当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 435,000円
							当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 498,200円

その他の建築物	建築物全体が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 48,600円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 62,300円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 82,600円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 137,700円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 182,300円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 219,900円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 259,300円
	その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 125,200円
		建築物の延べ面積	1 件 に つ き

					が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 203,800円
					建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 295,500円
					建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 367,100円
					建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 435,000円
					建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 498,200円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく建築物	建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関	1 件又は1 部分につき、建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）				

エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付	する証明書交付手数料	
-------------------------------	------------	--

別表第1(85)項及び(85)の2項を次のように改める。

(85)	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。次項から(85)の5項までにおいて「盛土規制法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積（以下この項から(85)の5項において「盛土等の面積」という。）が500平方メートル以内1件につき17,000円
			盛土等の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内1件につき28,000円
			盛土等の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内1件につき40,000円
			盛土等の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内1件につき58,000円
			盛土等の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内1件につき69,000円
			盛土等の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内1件につき94,000円
			盛土等の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内1件につき149,000円
			盛土等の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内1件につき226,000円
			盛土等の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内1件につき360,000円
			盛土等の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内1件につき510,000円
(85)の	盛土規制法第16条	宅地造成又は	盛土等の面積が100,000平方メートルを超えるもの1件につき660,000円
			変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が660,000円を超えるときは、その手数料の額は、660,000

2	第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更許可又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	特定盛土等工事計画変更許可申請手数料	円とする。 ア 宅地造成及び特定盛土等に関する工事に係る設計の変更（イのみに該当する変更を除く。）については、盛土等の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等の面積、盛土等の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等の面積）に応じ、(85)項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 盛土又は切土をする土地の追加に係る設計の変更については、追加される盛土等の面積に応じ、(85)項に規定する額 ウ その他の変更については、12,000円
---	---	--------------------	--

別表第1中(85)の4項を(85)の7項とし、(85)の3項を(85)の6項とし、(85)の2項の次に次の3項を加える。

(85) 3	盛土規制の法第12条第1項又は同法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する	土石の堆積工事許可申請手数料	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内1件につき12,000円
			土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内1件につき14,000円
			土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内1件につき17,000円
			土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内1件につき20,000円
			土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内1件につき29,000円
			土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内1件につき32,000円

	る審査		土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内1件につき39,000円 土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内1件につき53,000円 土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内1件につき74,000円 土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内1件につき102,000円 土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの1件につき132,000円
(85)の4	盛土規制の法第16条第1項又は同法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	土石の堆積工事計画変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が132,000円を超えるときは、その手数料の額は、132,000円とする。 ア 土石の堆積に関する工事に係る設計の変更（イのみに該当する変更を除く。）については、土石の堆積をする面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする面積、土石の堆積をする面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする面積）に応じ、(85)の3項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更については、追加される土石の堆積をする面積に応じ、(85)の3項に規定する額 ウ その他の変更については、12,000円
(85)の5	盛土規制の法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の中間検査又は	宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	1件につき4,000円

同 法 第 37 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 特 定 盛 土 等 に 関 す る 工 事 の 中 間 検 査		
---	--	--

別表第1備考4中「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」の次に「又は低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料」を加え、同表備考11を削り、同表備考10中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同表備考10を同表備考19とし、同表備考9中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表備考9を同表備考17とし、その次に次のように加える。

- 18 (75)の4項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の非住宅部分の申請の場合に限る。）又はその他の建築物の申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額（共同住宅等の申請の場合にあつては、非住宅部分により算出する部分に限る。）は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

別表第1備考8中「又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を削り、同表備考8を同表備考14とし、その次に次のように加える。

- 15 (75)の4項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、共同住宅等の申請の場合（住戸のみの申請の場合を除く。）の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 建築物全体の申請の場合又は住戸のみの申請と建築物全体の申請を同時にする場合 住戸の部分、共用部分及び非住宅部分により算出した額を合算した額

- (2) 複合建築物の住宅部分の申請の場合 住戸の部分及び共用部分により算出した額を合算した額
- (3) 複合建築物の非住宅部分の申請の場合 非住宅部分により算出した額

16 (75)の4項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（建築物全体又は複合建築物の非住宅部分の申請の場合に限る。）又はその他の建築物の申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額（共同住宅等の申請の場合にあっては、非住宅部分により算出する部分に限る。）は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

別表第1備考7中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表備考7を同表備考13とし、同表備考6中「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」の次に「又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」を、「ついで、」の次に「当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は」を加え、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第37条」を「第32条」に、「第35条第1項又は第36条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」に、「備考5」を「備考9」に改め、同表備考6を同表備考10とし、その次に次のように加える。

11 (75)の3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額（共同住宅等の申請の場合にあっては、非住宅部分により算出する部分に限る。）は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、備考9の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

12 (75)の3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計

一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び備考11の規定にかかわらず、備考10の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

別表第1備考5中「、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料」を「又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」に、「建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの」を「非住宅部分の全部の用途が工場等」に改め、「手数料の額」の次に「（共同住宅等の申請の場合にあっては、非住宅部分により算出する部分に限る。）」を加え、同表備考5を同表備考9とし、同表備考4の次に次のように加える。

- 5 (75)の2項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（建築物全体又は複合建築物の非住宅部分の申請の場合に限る。）又はその他の建築物の申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が省令第10条第1号に規定する工場等（以下「工場等」という。）である場合における当該手数料の額（共同住宅等の申請の場合にあっては、非住宅部分により算出する部分に限る。）は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。
- 6 (75)の2項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の非住宅部分の申請の場合に限る。）又はその他の建築物の申請に

係るものに限る。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額（共同住宅等の申請の場合にあっては、非住宅部分により算出する部分に限る。）は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

- 7 (75)の2項に規定する低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（適合性確認機関が認めた場合等並びに適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建ての住宅及び共同住宅等（複合建築物の住宅部分の申請の場合に限る。）の申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額（共同住宅等の申請の場合にあっては、非住宅部分により算出する部分に限る。）は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、備考6の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。
- 8 (75)の3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、共同住宅等の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分、共用部分及び非住宅部分により算出した額を合算した額とする。

別表第1備考に次のように加える。

- 20 (75)の4項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建ての住宅及び共同住宅等（複合建築物の住宅部分の申請の場合に限る。）の申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額（共同住宅等の申請の場合にあっては、非住宅部分により算出する部分に限る。）は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、備考18の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。
- 21 (75)の4項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネル

ギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1(30)項から(34)項までの改正規定 公布の日
 - (2) 別表第1(85)項及び(85)の2項の改正規定及び同表中(85)の4項を(85)の7項とし、(85)の3項を(85)の6項とし、(85)の2項の次に3項を加える改正規定並びに次項の規定 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項の規定による公示の日
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅造法改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文（宅造法改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可に係る工事の宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可の申請に係る手数料については、前項第2号に掲げる規定による改正後の岡崎市手数料条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正により、手数料を整備する等の必要があるによる。

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第 2 項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第 3 項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第21条第 2 項第 1 号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第 2 号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			

53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400				
95		299, 700	347, 800				
96		300, 100	348, 200				
97		300, 300	348, 400				
98		300, 600	348, 800				
99		301, 000	349, 200				
100		301, 400	349, 500				
101		301, 600	349, 800				
102		301, 900	350, 200				
103		302, 200	350, 600				
104		302, 500	351, 000				
105		302, 700	351, 500				
106		303, 000	351, 900				
107		303, 300	352, 300				
108		303, 600	352, 700				
109		303, 800	353, 200				
110		304, 200	353, 600				

	111		304,600	353,900							
	112		304,900	354,200							
	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000	円 528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（医療職給料表）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	
	48	398,800	457,700	510,200	564,200	

	49	399,400	459,100	511,700	565,200	
	50	399,900	460,800	513,000	566,100	
	51	400,400	462,400	514,300	567,000	
	52	400,900	464,000	515,600	567,900	
	53	401,400	465,600	516,600	568,700	
	54	401,800	466,800	517,900	569,600	
	55	402,200	468,000	519,200	570,500	
	56	402,600	469,100	520,500	571,400	
	57	403,000	470,100	521,500	572,300	
	58	403,400	471,100	522,300	573,200	
	59	403,800	472,000	523,100	574,100	
	60	404,200	472,800	523,900	574,800	
	61	404,600	473,500	524,800	575,700	
	62	405,000	474,200	525,600	576,600	
	63	405,400	474,900	526,400	577,500	
	64	405,800	475,500	527,100	578,400	
	65	406,100	476,200	527,900	579,300	
	66		476,900	528,700		
	67		477,500	529,400		
	68		478,100	530,300		
	69		478,400	531,200		
	70		479,000	532,000		
	71		479,700	532,900		
	72		480,400	533,800		
	73		480,800	534,600		
	74		481,400	535,500		
	75		482,100	536,400		
	76		482,800	537,100		
	77		483,200	537,900		
	78		483,800	538,800		
	79		484,400	539,700		
	80		484,900	540,600		
	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500	
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900	
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200	
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500		

53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300	449, 800
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600	
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900	
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200	
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400	
58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700	
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000	
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300	
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500	
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800	
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100	
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400	
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600	
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200		
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800		
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400		
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800		
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300		
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800		
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300		
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900		
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400		
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000		
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600		
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100		
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600		
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100		
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600		
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900		
82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400		
83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800		
84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200		
85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600		
86		294, 100	330, 400	351, 200			
87		294, 300	330, 600	351, 500			
88		294, 500	330, 900	351, 800			
89		294, 900	331, 300	352, 200			
90		295, 100	331, 700	352, 500			
91		295, 300	332, 000	352, 800			
92		295, 500	332, 300	353, 100			
93		295, 900	332, 600	353, 500			
94		296, 100	332, 800	353, 800			
95		296, 300	333, 200	354, 100			
96		296, 600	333, 500	354, 400			
97		296, 900	333, 700	354, 700			
98		297, 100	334, 000	355, 100			
99		297, 300	334, 300	355, 500			
100		297, 600	334, 600	355, 900			
101		297, 900	334, 800	356, 400			
102		298, 100	335, 100	356, 800			
103		298, 300	335, 400	357, 200			
104		298, 600	335, 600	357, 600			
105		298, 900	335, 800	358, 100			
106			336, 000				
107			336, 400				
108			336, 600				
109			336, 800				
110			337, 200				

	111			337,600					
	112			338,000					
	113			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000	円 433,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200	

52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500	425, 700	463, 000
53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000	426, 900	463, 800
54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200	427, 900	464, 600
55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300	429, 000	465, 300
56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500	430, 100	466, 000
57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600	431, 100	466, 800
58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500	431, 600	
59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500	432, 200	
60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400	432, 600	
61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000	433, 200	
62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800	433, 700	
63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600	434, 100	
64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400	434, 600	
65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100	435, 100	
66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800	435, 500	
67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500	435, 800	
68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100	436, 100	
69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700	436, 500	
70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300		
71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000		
72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600		
73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300		
74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800		
75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400		
76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900		
77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300		
78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900		
79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400		
80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700		
81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000		
82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500		
83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900		
84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200		
85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500		
86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000		
87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500		
88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900		
89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200		
90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600		
91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100		
92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500		
93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900		
94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500			
95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900			
96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200			
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800			
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300			
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800			
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300			
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900			
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400			
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900			
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300			
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900			
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400			
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900			
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400			

109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000
114	298, 600	329, 800	362, 600	
115	298, 900	330, 100	363, 100	
116	299, 100	330, 400	363, 500	
117	299, 400	330, 600	363, 900	
118	299, 700	330, 900	364, 300	
119	300, 000	331, 200	364, 800	
120	300, 300	331, 400	365, 300	
121	300, 600	331, 600	365, 700	
122	301, 000	331, 900	366, 200	
123	301, 300	332, 200	366, 700	
124	301, 600	332, 500	367, 200	
125	301, 800	332, 700	367, 500	
126	302, 000	333, 000		
127	302, 300	333, 400		
128	302, 700	333, 600		
129	302, 900	333, 800		
130	303, 200	334, 000		
131	303, 600	334, 400		
132	304, 000	334, 600		
133	304, 200	334, 900		
134	304, 500	335, 300		
135	304, 800	335, 700		
136	305, 100	336, 100		
137	305, 300	336, 400		
138	305, 600	336, 800		
139	305, 900	337, 200		
140	306, 200	337, 600		
141	306, 400	337, 900		
142	306, 800	338, 300		
143	307, 200	338, 600		
144	307, 500	339, 000		
145	307, 700	339, 300		
146	307, 900	339, 700		
147	308, 200	340, 100		
148	308, 600	340, 500		
149	308, 800	340, 800		
150	309, 000	341, 200		
151	309, 300	341, 600		
152	309, 600	342, 000		
153	310, 000	342, 300		
154	310, 200			
155	310, 400			
156	310, 700			
157	311, 000			
158	311, 300			
159	311, 600			
160	311, 900			
161	312, 300			
162	312, 600			
163	312, 900			
164	313, 200			
165	313, 600			

	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 岡崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

（岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（岡崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及

び第3条の規定（岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定する必要があるによる。

岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

附則第 7 項中「附則別表第 1 」を「附則別表」に改める。

附則第 8 項中「第35条」を「第35条の 2 」に改める。

附則第10項中「令和 7 年 3 月31日」を「令和 9 年 3 月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項及び第 8 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第 4 号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した岡崎市職員の退職手当に関する条例第 1 条に規定する職員（同条例第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、失業者の退職手当の給付内容を改める必要があるによる。

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第 2 条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 2 項の規定は、令和 6 年12月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改める必要があるによる。

岡崎市市産材調達管理基金条例の一部改正について

岡崎市市産材調達管理基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市産材調達管理基金条例の一部を改正する条例

岡崎市市産材調達管理基金条例（令和 4 年岡崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「利用」を「調達」に改め、「行う」の次に「ことにより、市産材の利用を促進する」を加える。

第 2 条中「4,000万円」を「6,000万円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積み立て、又はその一部を処分することができる。
- 3 前項の規定により積み立て又は処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加し、又は処分数額相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市産材の利用を一層促進するため、基金の原資金を積み増す等の必要があるによる。

岡崎市駐車施設条例の一部改正について

岡崎市駐車施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市駐車施設条例の一部を改正する条例

岡崎市駐車施設条例（昭和46年岡崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、駐車場法において使用する用語の例による。

第 3 条第 1 項中「用途変更」を「用途の変更」に改める。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第 4 条 駐車場整備地区内において、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄に掲げる基準により算定した台数（1 台未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模の基準
建築物の全部を特定用途以外の用途に供するもの	建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の延べ面積を除く。以下この表において同じ。）が3,000平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超える部分の面積に対して450平方メートルごとに自動車 1 台
建築物の全部	建築物の延べ面積が2,000	建築物の延べ面積が2,000平

又は一部を特定用途に供するもの	平方メートルを超えるもの	方メートルを超える部分の面積に対して450平方メートルごとに自動車1台
-----------------	--------------	-------------------------------------

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。）をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数又は既に附置している第7条に規定する規模を有する駐車施設の台数のいずれか多い台数を減じた台数以上の規模を有する駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。

第7条第1項中「設ける」を「附置しなければならない」に、「2.5メートル」を「2.3メートル」に、「6メートル」を「5メートル」に改める。

第8条第1項中「設ける場合において」を「附置すべき者が」に、「ときは」を「場合において」に、「駐車施設を設けることができる」を「前条に規定する規模を有する駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条又は第5条の規定により駐車施設を附置すべき者が、建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内にある市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に建築物の用途の変更の工事に着手した者については、当該用途の変更についてこの条例による改正後の岡崎市駐車施設条例（以下「改正後の条例」という。）第4条又は第5条の規定により附置しなければな

らないこととされる駐車施設の台数がこの条例による改正前の岡崎市駐車施設条例第4条又は第5条の規定により設けなければならないこととされていた駐車施設の台数（以下「旧附置義務台数」という。）を超える場合は、改正後の条例第4条又は第5条の規定にかかわらず、旧附置義務台数以上の規模を有する駐車施設を附置すれば足りる。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、駐車場整備地区における駐車場の需給の均衡を図り、歩行者中心の快適な交通環境を創出するため、附置義務台数の算出基準を改める等の必要があるによる。

岡崎市消防団条例の一部改正について

岡崎市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市消防団条例の一部を改正する条例

岡崎市消防団条例（昭和39年岡崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「別表第 2 に掲げる報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、出動報酬は、規則で定める日に支給する。

第 8 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 年額報酬は、別表第 2 に掲げる額を支給する。

3 出動報酬は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 災害のため出動した場合 1 日又は 1 回につき 8,000 円以内で規則で定める額

(2) 警戒、訓練その他の規則で定める職務のため出動した場合 1 日につき 4,000 円以内で規則で定める額

第 9 条第 1 項中「災害その他公務のため出動し、又は」を「公務のため」に改め、「場合」の次に「(前条第 3 項に規定する出動報酬を支給する場合を除く。)」を加え、「当該出動又は」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 費用弁償の額は、岡崎市職員等の旅費に関する条例（昭和34年岡崎市条例第 18 号。次項において「旅費条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般職員に支給される旅費の額に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市消防団条例第 8 条及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後に出動を開始した場合について適用し、同日前に出動を開始した場合については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、消防団員の処遇改善を図るため、出動報酬を新たに創設するほか、所要の改正を行う必要があるによる。

岡崎市水道事業給水条例の一部改正について

岡崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岡崎市水道事業給水条例（昭和34年岡崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号中「第9条各号」を「第9条第1項各号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加

える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第2条の3第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第2条の4第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第2条の4第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改める。

第5条第3項を削る。

第32条及び第33条を次のように改める。

第32条及び第33条 削除

別表第2アの表中「520円」を「571円」に、「950円」を「1,094円」に、「1,410円」を「1,599円」に、「3,550円」を「5,562円」に、「8,110円」を「14,037円」に、「15,430円」を「33,498円」に、「23,650円」を「82,037円」に、「47,410円」を「116,783円」に、「470円」を「571円」に改め、別表第2イの表中「65円」を「73円」に、「127円」を「135円」に、「156円」を「164円」に、「201円」を「209円」に、「216円」を「224円」に、「325円」を「333円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定並びに次項及び附則第 3 項は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡崎市水道事業給水条例別表第 2 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後に決定し、又は認定した使用水量に係る水道料金について適用し、同日前に決定し、又は認定した使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 7 年 10 月 1 日前から継続して給水を受けている水道使用者に係る水道料金であって、同日以後初めて決定し、又は認定した使用水量に係るものについては、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者等の資格要件を改め、及び水道施設の適切な更新等を行い、持続可能な水道事業の経営を確保するため、水道料金の額を改める等の必要があるによる。

岡崎市学校給食センター条例の一部改正について

岡崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例

岡崎市学校給食センター条例（昭和45年岡崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表岡崎市西部学校給食センターの項中「岡崎市宇頭南町 1 番地」を「岡崎市筒針町字池田87番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、西部学校給食センターの移転に伴い、その位置を変更する必要があるによる。

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例（令和 4 年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （給料表）

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	204,600	225,900
2	207,000	228,400
3	209,300	230,800
4	211,600	233,300
5	213,900	235,800
6	216,200	238,200
7	218,500	240,700
8	220,700	243,100
9	223,000	245,600
10	225,200	247,200
11	227,500	248,900
12	229,700	250,500

13	232, 000	252, 100
14	234, 100	253, 700
15	236, 300	255, 100
16	238, 400	256, 500
17	240, 600	258, 000
18	242, 400	259, 200
19	244, 200	260, 400
20	245, 900	261, 700
21	247, 600	263, 100
22	249, 000	264, 300
23	250, 300	265, 700
24	251, 600	267, 000
25	252, 900	268, 300
26	254, 000	270, 300
27	255, 100	272, 100
28	256, 200	273, 900
29	257, 500	275, 700
30	258, 800	277, 900
31	260, 000	280, 200
32	261, 200	282, 400
33	262, 400	284, 700
34	263, 600	286, 900
35	264, 800	289, 200
36	266, 100	291, 300
37	267, 300	293, 400
38	268, 500	295, 300
39	269, 700	297, 300
40	271, 000	299, 100
41	272, 200	301, 000
42	273, 300	302, 900
43	274, 500	304, 800
44	275, 600	306, 500
45	276, 600	308, 200
46	277, 400	310, 100
47	278, 200	311, 800

48	279,100	313,500
49	279,800	315,100
50	280,600	316,800
51	281,300	318,700
52	282,000	320,400
53	282,800	321,700
54	283,700	323,700
55	284,500	325,500
56	285,200	327,300
57	285,900	329,000
58	286,700	331,000
59	287,600	332,700
60	288,300	334,400
61	288,900	336,200
62	289,600	338,000
63	290,300	339,900
64	290,900	341,600
65	291,700	343,300
66	292,400	344,700
67	293,100	346,000
68	293,800	347,300
69	294,500	348,900
70	295,300	350,400
71	296,100	351,900
72	296,800	353,500
73	297,300	354,900
74	298,000	356,500
75	298,700	358,000
76	299,300	359,500
77	299,900	361,000
78	300,700	362,500
79	301,300	364,000
80	301,900	365,600
81	302,500	367,000
82	303,100	368,300

83	303, 700	369, 700
84	304, 300	370, 900
85	304, 900	372, 100
86	305, 400	373, 300
87	305, 900	374, 600
88	306, 400	375, 700
89	306, 800	376, 800
90	307, 400	378, 000
91	307, 900	379, 100
92	308, 400	380, 200
93	308, 700	381, 300
94	309, 300	382, 600
95	309, 800	383, 700
96	310, 200	384, 800
97	310, 600	385, 800
98	311, 100	386, 900
99	311, 600	387, 800
100	312, 000	388, 700
101	312, 400	389, 500
102	312, 800	390, 500
103	313, 300	391, 500
104	313, 600	392, 400
105	313, 800	393, 200
106	314, 100	394, 100
107	314, 400	395, 000
108	314, 600	396, 000
109	314, 800	396, 800
110	315, 000	397, 800
111	315, 300	398, 700
112	315, 600	399, 700
113	315, 800	400, 300
114	316, 000	401, 200
115	316, 200	402, 100
116	316, 500	403, 000
117	316, 800	403, 800

118	317, 000	404, 600
119	317, 300	405, 400
120	317, 700	406, 200
121	317, 900	406, 800
122	318, 100	407, 500
123	318, 300	408, 300
124	318, 600	408, 900
125	318, 900	409, 500
126		410, 200
127		410, 700
128		411, 300
129		411, 900
130		412, 600
131		413, 100
132		413, 600
133		413, 900
134		414, 200
135		414, 500
136		414, 800
137		415, 100
138		415, 400
139		415, 700
140		416, 000
141		416, 300
142		416, 600
143		417, 000
144		417, 300
145		417, 500
146		417, 800
147		418, 100
148		418, 300
149		418, 500
150		418, 800
151		419, 100
152		419, 300

153		419,500
154		419,800
155		420,100
156		420,300
157		420,500
158		420,800
159		421,200
160		421,400
161		421,600
162		421,900
163		422,200
164		422,400
165		422,600

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（理由）

この条例案を提出したのは、愛知県人事委員会勧告を踏まえ、市費負担教員の給与を改定する必要があるによる。

令和 6 年度岡崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,148,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,691,371千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方特例交付金	2,376,353	21,242	2,397,595
	1 地方特例交付金	2,353,878	21,242	2,375,120
16	国庫支出金	25,810,061	1,312,274	27,122,335
	1 国庫負担金	16,594,860	1,258,892	17,853,752
	2 国庫補助金	9,134,204	53,982	9,188,186
	3 委託金	80,997	△600	80,397
17	県支出金	10,068,438	121,085	10,189,523
	1 県負担金	6,542,623	62,724	6,605,347
	2 県補助金	2,540,998	58,361	2,599,359
18	財産収入	1,467,663	50,535	1,518,198
	1 財産運用収入	267,089	51,169	318,258
	2 財産売却収入	1,200,574	△634	1,199,940
19	寄附金	627,067	59,318	686,385
	1 寄附金	627,067	59,318	686,385
20	繰入金	8,514,370	865,305	9,379,675
	2 基金繰入金	8,346,478	865,305	9,211,783
21	繰越金	252,657	1,650,346	1,903,003
	1 繰越金	252,657	1,650,346	1,903,003
22	諸収入	5,740,935	△6,746	5,734,189
	4 受託事業収入	533,769	△257	533,512
	5 雑入	4,186,775	△6,489	4,180,286
23	市債	6,414,000	75,000	6,489,000
	1 市債	6,414,000	75,000	6,489,000
歳入合計		146,543,012	4,148,359	150,691,371

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	699,852	5,013	704,865
	1 議会費	699,852	5,013	704,865
2	総務費	14,723,231	48,911	14,772,142
	1 総務管理費	7,551,995	12,512	7,564,507
	2 総務諸費	4,862,315	1,766	4,864,081
	3 徴税費	1,221,985	8,575	1,230,560
	4 戸籍住民基本台帳費	550,301	23,433	573,734
	6 統計調査費	43,986	2,126	46,112
	7 監査委員費	94,668	499	95,167
3	民生費	58,219,581	2,349,755	60,569,336
	1 社会福祉費	14,949,313	694,448	15,643,761
	2 老人福祉費	12,041,284	199,068	12,240,352
	3 児童福祉費	26,527,203	1,246,505	27,773,708
	4 生活保護費	4,701,281	209,734	4,911,015
4	衛生費	17,422,309	613,677	18,035,986
	1 保健衛生費	6,586,094	220,256	6,806,350
	2 衛生諸費	3,478,479	415,525	3,894,004
	3 環境費	2,057,548	14,108	2,071,656
	4 清掃費	5,300,188	△36,212	5,263,976
5	労働費	107,816	899	108,715
	1 労働諸費	107,816	899	108,715
6	農林業費	2,241,541	37,140	2,278,681
	1 農業費	1,117,140	9,399	1,126,539
	2 農業基盤整備費	739,366	3,582	742,948
	3 林業費	385,035	24,159	409,194
7	商工費	3,076,797	23,177	3,099,974

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 商工費	千円 3,076,797	千円 23,177	千円 3,099,974
8	土木費	21,177,836	854,536	22,032,372
	1 土木管理費	1,229,545	36,244	1,265,789
	2 交通安全対策費	319,604	3,096	322,700
	3 道路橋りょう費	4,679,729	107,115	4,786,844
	4 河川費	435,675	5,922	441,597
	5 都市計画費	7,867,055	583,781	8,450,836
	6 公園緑地費	4,310,799	63,722	4,374,521
	7 土地区画整理費	699,580	41,623	741,203
	8 住宅費	1,635,849	13,033	1,648,882
9	消防費	4,424,813	166,710	4,591,523
	1 消防費	4,424,813	166,710	4,591,523
10	教育費	17,426,452	44,097	17,470,549
	1 教育総務費	2,656,005	16,709	2,672,714
	2 小学校費	1,909,180	7,994	1,917,174
	3 中学校費	1,546,806	△20,836	1,525,970
	4 学校教育費	7,992,377	21,790	8,014,167
	5 社会教育費	2,463,024	17,927	2,480,951
	6 保健体育費	859,060	513	859,573
12	公債費	6,847,782	4,444	6,852,226
	1 公債費	6,847,782	4,444	6,852,226
歳 出 合 計		146,543,012	4,148,359	150,691,371

第2表 継続費補正
追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市 計画費	東阿知和橋 (青木川) 整備事業	千円 424,600	令和6年度	千円 23,540
				令和7年度	0
				令和8年度	102,520
				令和9年度	298,540

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 老人福祉費	地域福祉センター 管理運営事業	千 4,180
8 土木費	3 道路橋りょう費	道路整備事業	80,000
		阿知和地区工業団地 関連道路整備事業	430,100
		本宿駅周辺地域拠点 関連道路整備事業	15,000
	5 都市計画費	スマートインター チェンジ整備事業	1,030,138
	6 公園緑地費	さくらの名所づくり 推進事業	26,400
	7 土地区画整理費	岡崎駅東 土地区画整理事業	34,616
10 教育費	5 社会教育費	旧額田郡公会堂及 物産陳列所 保存修理活用事業	62,612

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
市議会だよりの作成及び配布 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千円 11,666
市政だよりの作成及び配布 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	79,457
産官学連携プロジェクト研究 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	28,050
ローコードツール利用 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	7,533
市民サービスコーナー証明書等 窓口受付及び案内に要する経費	令 和 7 年 度	10,844
国勢調査備品の賃借に要する経費	令 和 7 年 度	995
こども発達センター等の 整備運営に要する経費	令和7年度から 令和15年度まで	15,574
後期高齢者健康診査に要する経費	令 和 7 年 度	63,896
公立保育園給食牛乳の購入 及び配達に要する経費	令 和 7 年 度	67,140
公立保育園給食の調理 に 要 す る 経 費	令和7年度から 令和9年度まで	426,096
公立保育園・こども園健康診断 器具滅菌管理に要する経費	令 和 7 年 度	639

事 項	期 間	限 度 額
午睡チェック機器の利用 に 要 す る 経 費	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	千 2,399
がん等検診に要する経費	令 和 7 年 度	228,148
個別特定健診受診票等印字 封入封緘 ^{かん} に要する経費	令 和 7 年 度	2,494
予防接種通知書封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	2,230
火葬場の整備運営に要する経費	令和 7 年度から 令和 13 年度まで	7,205
墓園管理料納入通知書等 印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令 和 7 年 度	1,518
岡崎げんき館整備運営事業 に 要 す る 経 費	令和 7 年度から 令和 15 年度まで	165,822
大気汚染物質調査に要する経費	令 和 7 年 度	11,983
河川水質調査に要する経費	令 和 7 年 度	4,387
観光イベントの実施 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	160,759
建築確認等データ入力 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	6,336

事 項	期 間	限 度 額
自 転 車 等 保 管 所 の 運 営 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千円 9,299
道路整備事業に要する経費	令 和 7 年 度	300,000
河 川 排 水 路 の 修 繕 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	9,015
河 川 排 水 路 の 浚 渫 ^{しゅんせつ} に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	16,000
移動手段確保対策に要する経費	令 和 7 年 度	22,800
バス路線運行（額田地域） に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	24,843
都市計画マスタープラン改定 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	22,077
岡崎中央総合公園の管理運営 に 要 す る 経 費	令和7年度から 令和9年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、一般社団法人岡崎パ ブリックサービスが市との協定に より岡崎中央総合公園の管理運営 に要する額
岡崎中央総合公園空調設備の 改 修 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	15,526
消防署寝具の賃借に要する経費	令 和 7 年 度	8,099

事 項	期 間	限 度 額
次 世 代 高 度 情 報 通 信 ネットワーク整備に要する経費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	千 15,636
小 学 校 校 舎 改 修 実 施 設 計 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	53,317
小 学 校 通 学 バ ス 運 行 (額田地域) に要する経費	令 和 7 年 度	34,653
中 学 校 通 学 バ ス 運 行 (額田中学校) に要する経費	令 和 7 年 度	45,069
学校行事バス運行に要する経費	令 和 7 年 度	13,980
外国語指導支援に要する経費	令 和 7 年 度	118,187
医療的ケアの実施に要する経費	令 和 7 年 度	4,664
小中学校健康診断器具滅菌管理 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	3,588
給食献立表印刷に要する経費	令 和 7 年 度	1,997
地域文化広場企画展の開催 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	15,386
龍北総合運動場の整備運営 に 要 す る 経 費	令和 7 年度から 令和 16 年度まで	7,693
施設保守管理等に要する経費	令 和 7 年 度	1,610,900

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
自 動 車 の 購 入 に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千円 43,548	令和7年度から 令和8年度まで	千円 変更なし
阿知和地区工業団地 関連道路等整備 に 要 す る 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	30,400	変 更 な し	775,400

第5表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道 路 整 備 事 業 費	千円 1,497,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
スマートインターチェンジ整備事業費	358,000			
計	6,414,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 1,558,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		
372,000					
6,489,000					

令和 6 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第 2 号)

令和 6 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,861千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ5,074,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度
に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	356,196	25,861	382,057
	1 一般会計繰入金	356,196	25,861	382,057
	歳入合計	5,048,197	25,861	5,074,058

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	4,710,330	25,861	4,736,191
	1 工業団地造成費	4,710,330	25,861	4,736,191
	歳 出 合 計	5,048,197	25,861	5,074,058

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 工業団地造成費	1 工業団地造成費	阿知和地区工業団地 造成事業	千円 25,861

令和 6 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,627,512千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（事業勘定の債務負担行為の補正）

第 2 条 事業勘定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第 3 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,959千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 3 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	県支出金	22,420,184	△12,853	22,407,331
	1 県補助金	22,420,183	△12,853	22,407,330
6	財産収入	2,104	3,327	5,431
	1 財産運用収入	2,104	3,327	5,431
7	繰入金	3,532,271	11,784	3,544,055
	1 一般会計繰入金	3,232,271	11,784	3,244,055
8	繰越金	1	19,645	19,646
	1 繰越金	1	19,645	19,646
9	諸収入	66,606	1	66,607
	2 雑入	41,502	1	41,503
	歳入合計	33,605,608	21,904	33,627,512

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	674,606	12,086	686,692
	1 総務管理費	594,565	11,213	605,778
	2 徴収費	79,389	873	80,262
2	保険給付費	22,241,044	8,353	22,249,397
	1 療養諸費	19,308,711	8,353	19,317,064
4	保健事業費	390,983	△3,821	387,162
	1 保健事業費	33,417	△4,016	29,401
	2 特定健康診査等事業費	357,566	195	357,761
5	基金積立金	2,104	3,327	5,431
	1 基金積立金	2,104	3,327	5,431
6	諸支出金	56,544	1,959	58,503
	1 償還金及び還付加算金	40,600	1,959	42,559
	歳 出 合 計	33,605,608	21,904	33,627,512

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
資格確認書等印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千円 5,798
医療費通知印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	9,077
特定健康診査等に要する経費	令 和 7 年 度	145,304

第3表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	35,080	1,560	36,640
	2 一般会計繰入金	19,136	1,560	20,696
5	諸収入	132	184	316
	1 雑入	132	184	316
	歳入合計	103,215	1,744	104,959

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	58,397	1,326	59,723
	1 総務管理費	58,397	1,326	59,723
2	医業費	44,318	418	44,736
	1 医業費	44,318	418	44,736
	歳 出 合 計	103,215	1,744	104,959

令和 6 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,752千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,309,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,121,054	△12,819	1,108,235
	1 一般会計繰入金	1,121,054	△12,819	1,108,235
5	諸収入	18,813	67	18,880
	3 雑入	10,603	67	10,670
	歳入合計	7,322,679	△12,752	7,309,927

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	120,020	3,778	123,798
	1 総務管理費	97,558	3,778	101,336
2	後期高齢者医療広域連合納付金	7,195,349	△16,530	7,178,819
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,195,349	△16,530	7,178,819
	歳 出 合 計	7,322,679	△12,752	7,309,927

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
決定通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和7年度	1,082 千円

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和7年度	8,667 千円	令和7年度から 令和8年度まで	19,081 千円

令和 6 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,727,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	5,094,947	239,213	5,334,160
	1 国庫負担金	4,591,338	219,417	4,810,755
	2 国庫補助金	503,609	19,796	523,405
4	支払基金交付金	6,793,762	306,104	7,099,866
	1 支払基金交付金	6,793,762	306,104	7,099,866
5	県支出金	3,501,820	141,714	3,643,534
	1 県負担金	3,409,908	137,135	3,547,043
	2 県補助金	91,912	4,579	96,491
7	繰入金	4,489,444	460,392	4,949,836
	1 一般会計繰入金	4,094,977	155,420	4,250,397
	2 基金繰入金	394,467	304,972	699,439
9	諸収入	149,698	△2	149,696
	2 雑入	147,392	△2	147,390
	歳入合計	26,580,069	1,147,421	27,727,490

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	728,447	13,704	742,151
	1 総務管理費	397,099	13,673	410,772
	2 徴収費	20,371	31	20,402
2	保険給付費	24,605,838	1,097,085	25,702,923
	1 介護サービス等諸費	22,688,307	991,218	23,679,525
	2 介護予防サービス等諸費	857,546	50,110	907,656
	3 高額介護サービス等費	599,998	55,050	655,048
	6 その他諸費	14,886	707	15,593
3	地域支援事業費	691,422	36,632	728,054
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	537,209	35,967	573,176
	2 一般介護予防事業費	41,809	665	42,474
歳 出 合 計		26,580,069	1,147,421	27,727,490

第2表 債務負担行為補正
変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令 和 7 年 度	千円 4,096	変 更 な し	千円 4,579

令和 6 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,101千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	13,028	△6,351	6,677
	1 一般会計繰入金	13,028	△6,351	6,677
5	繰越金	1	8,267	8,268
	1 繰越金	1	8,267	8,268
6	諸収入	58	185	243
	1 雑入	58	185	243
	歳入合計	111,313	2,101	113,414

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	55,040	1,683	56,723
	1 総務管理費	55,040	1,683	56,723
2	医業費	55,773	418	56,191
	1 医業費	55,773	418	56,191
	歳 出 合 計	111,313	2,101	113,414

令和 6 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	170,950	11,186	182,136
	1 一般会計繰入金	170,950	11,186	182,136
5	諸収入	12,388	954	13,342
	2 雑入	10,138	954	11,092
	歳入合計	271,676	12,140	283,816

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	176,006	12,140	188,146
	1 総務管理費	176,006	12,140	188,146
2	医業費	58,378	0	58,378
	1 医業費	58,378	0	58,378
	歳 出 合 計	271,676	12,140	283,816

令和 6 年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	853	146	999
	1 財産運用収入	852	146	998
	歳入合計	5,061	146	5,207

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,038	146	1,184
	1 総務管理費	1,038	146	1,184
	歳 出 合 計	5,061	146	5,207

令和 6 年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度岡崎市の形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,760千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	1,085	9	1,094
	1 財産運用収入	1,084	9	1,093
	歳入合計	1,751	9	1,760

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	19	9	28
	1 総務管理費	19	9	28
	歳 出 合 計	1,751	9	1,760

令和6年度岡崎市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			

建 設 改 良 費 事業費	1,032,209千円	1,409千円	1,033,618千円
---------------	-------------	---------	-------------

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	26,359,634千円	411,793千円	26,771,427千円
第1項 医業収益	24,225,081千円	3,500千円	24,228,581千円
第2項 医業外収益	2,121,373千円	408,293千円	2,529,666千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	27,160,266千円	756,914千円	27,917,180千円
第1項 医業費用	26,296,939千円	756,914千円	27,053,853千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,855,510千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,181千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,851,329千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,719,701千円	1,409千円	4,721,110千円
第1項 建設改良費	1,872,347千円	1,409千円	1,873,756千円

（債務負担行為）

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事	項	期	間	限	度	額
---	---	---	---	---	---	---

医 事 業 務 に 要 す る 経 費	令和 7 年度	千円 588,100
給 食 業 務 に 要 す る 経 費	令和 7 年度	278,055
施 設 保 守 管 理 等 に 要 す る 経 費	令和 7 年度	638,672
廃棄物等運搬及び処理に要する経費	令和 7 年度	72,850
看 護 補 助 者 派 遣 に 要 す る 経 費	令和 7 年度	174,320

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職 員 給 与 費	12,577,165千円	754,058千円	13,331,223千円

令和 6 年 12 月 2 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和 6 年度岡崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 水道事業収益	8,118,465千円	1,524千円	8,119,989千円
第 2 項 営業外収益	1,061,299千円	1,524千円	1,062,823千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	7,644,395千円	31,560千円	7,675,955千円
第 1 項 営業費用	7,380,991千円	31,560千円	7,412,551千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,402,046千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額274,430千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,627,616千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 資本的支出	5,438,906千円	16,267千円	5,455,173千円
第 1 項 建設改良費	3,987,656千円	16,267千円	4,003,923千円

（債務負担行為）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
採水業務に要する経費	令和 7 年度	千円 5,082
排水処理施設脱水ケーキ運搬に要する経費	令和 7 年度	2,915

非常用発電設備の設計に要する経費	令和7年度	11,957
検針受付収納等業務に要する経費	令和7年度から 令和12年度まで	1,727,000
水道賠償責任保険に要する経費	令和7年度	2,387
浄水施設等の整備に要する経費	令和7年度	98,595
配水管の整備に要する経費	令和7年度	1,040,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	972,321千円	47,827千円	1,020,148千円

令和6年12月2日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和 6 年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	10,496,273千円	△692千円	10,495,581千円
第 1 項 営 業 収 益	6,491,619千円	△5,117千円	6,486,502千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,004,652千円	2,941千円	4,007,593千円
第 3 項 特 別 利 益	2千円	1,484千円	1,486千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	10,234,812千円	△8,887千円	10,225,925千円
第 1 項 営 業 費 用	9,311,650千円	△8,887千円	9,302,763千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,900,297千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,227千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額172,445千円、過年度分損益勘定留保資金3,184,619千円並びに当年度分損益勘定留保資金514,006千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	6,834,357千円	△1,284千円	6,833,073千円
第 2 項 出 資 金	157,774千円	△1,284千円	156,490千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	10,730,976千円	2,394千円	10,733,370千円
第 1 項 建 設 改 良 費	6,411,682千円	2,394千円	6,414,076千円

（債務負担行為）

第 4 条 予算第 6 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

明 治 用 水 土 地 改 良 区 管 理 阻 害 補 償 に 要 す る 経 費 (東 本 郷 町 ほ か 1 箇 町 地 内)	令和 7 年度から 令和11年度まで	千円 180
幹 線 管 渠 鉄 道 敷 土 地 貸 借 に 要 す る 経 費 (中 田 町 ほ か 2 箇 町 地 内)	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	555
下 水 道 管 渠 の 清 掃 に 要 す る 経 費	令和 7 年度	142,830
汚 泥 の 運 搬 等 に 要 す る 経 費	令和 7 年度	39,880
下 水 道 管 渠 の 改 築 に 要 す る 経 費	令和 7 年度	483,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	562,568千円	△7,316千円	555,252千円

令和 6 年12月 2 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

